



大塚 直

Tadashi Otsuka

甲第242号証



有斐閣

なお、法施行以前に小規模な環境影響評価手続が行われていた諫早湾干拓事業に際して原告と被告（国）との間の証拠収集に関する構造的な格差に注目し、開門調査をしない被告に証明妨害があるとして、原告の請求を一部認容し、期限を設けて開門を命じた判決が出された（佐賀地判平成20・6・27判時2014号3頁→11-1・2(2)(c) (ニ) [486頁]) ことが注目される。

## 2 行政訴訟

Q1 最近の行政訴訟には環境影響評価が問題となるものがみられるが、どのような方法で訴訟が提起されているか。

(1) 次に、環境影響評価をめぐる行政訴訟については多くの議論がある。ここでは、従来の議論を整理するにとどめたい。

(a) 第1に、訴訟における環境影響評価をめぐる争い方については、(i)許認可等を争う訴訟の中でその前提として環境影響評価について問題とするもの（取消訴訟、差止訴訟等の抗告訴訟）、(ii)環境影響評価手続への公金支出差止めなどの住民訴訟で争うもの、(iii)環境影響評価手続の実施を求め、またやり直す義務の存在の確認を求めるもの（実質的当事者訴訟。給付訴訟——横浜地判平成19・9・5判自303号51頁[47]——請求を適法としつつ、棄却→11-2・3(5) [525頁]。確認訴訟——辺野古環境影響評価手続やり直し義務確認等請求訴訟〔福岡高那覇支判平成26・5・27 [76]（那覇地判平成25・2・20 [確認訴訟については不適法却下]）に対する原告の控訴を棄却。最決平成26・12・9は上告不受理とした〕——意見陳述権を否定し、確認の訴えを不適法とした）などのタイプがある。

(b) 第2に、出訴権者については、環境保護団体に原告適格を認めうるか（現行法の下で、紛争管理権又は任意的訴訟担当による環境保護団体の原告適格の可能性を否定したものとして、東京地判平成17・5・31訟月53巻7号1937頁）、環境影響評価法の立法時には情報提供参加とされている意見提出者（8条、18条）に法律上の利益を認めうるかという問題がある。上記(i)の場合には、関連法規に照らして判断されることになる。

環境影響評価自体が争点となった事件ではないが、裁判例上原告適格の判断に環境影響評価に関する範囲設定が用いられることが少なくない。都市計画事業等の認可の取消請求訴訟について小田急訴訟大法廷判決（最大判平成17・12・7民集59巻10号2645頁[28]）は、東京都環境影響評価条例の関係地域内に居住している原告について、原告適格を認めた。ほかに、下級審においても、Yがした産業廃棄物処理施設設置の不許可処分に対してXが取消しを求めた訴訟において、廃棄物処理施

設生活環境影響調査指針で生活環境影響調査の範囲としている処理施設4km以内の周辺住民に補助参加の利益を認めたもの（和歌山地決平成15・9・30判自263号72頁）、産業廃棄物処分業の変更許可処分について焼却炉の設置を計画した際の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく同調査の範囲である施設から3kmの範囲の周辺住民に原告適格を認めたもの（さいたま地判平成19・2・7判自297号22頁。控訴審〔東京高判平成21・7・1〕でも維持されている）がある。

環境影響評価の瑕疵を理由とする抗告訴訟を提起する場合には、原告適格については、公衆に適正手続を求める権利を認め、意見書提出権を基礎とするか、環境影響評価の関係地域内の地権者であること等を基礎とすることが考えられる。

なお、アセスやり直し実施義務の確認訴訟については、前掲福岡高那覇支判は、住民のアセス手続への参加が情報提供参加であること等を理由として、意見陳述権を否定した。情報提供参加により事業者が的確かつ効率的に情報を収集できること、意見の提出に当たり何らの限定が付されていないこと、個々の意見に対し事業者が応答義務を負わないことを理由とする。これについては、第1に、関係地域の住民には縦覧や説明会で他の地域とは区別する規定をおいていることが原告らに何らかの利益を認めていることにならないか（小田急訴訟大法廷判決参照）、第2に、環境影響評価の項目には公害も含まれるのであり、原告の主張の背後に健康被害や生活環境被害のおそれがある場合には異なる解釈をとる余地はないのか、という問題を提起できよう。また、環境影響評価法・条例の「意見を有する者は……述べることができる」との規定ぶりは権利規定と理解されるのに十分であるし、情報提供参加として「環境の保全の見地からの意見を有する者」の範囲に何ら限定を設けていないことは、意見陳述権という環境影響評価手続上の手続的権利としての資格を否定する理由にはならないとの指摘がなされている（松本和彦「辺野古環境影響評価手続やり直し義務確認等請求事件」環境法研究〔信山社〕10号270頁。なお、意見書提出手続について「権利防衛参画」としての側面を主張するものとして、北村）。

(c) 第3に、本案審理における問題として、まず、環境影響評価の瑕疵と後続する行政決定との関係についてはどうか。環境影響評価自体ではない一般論であるが、従来の判例においても、手続における瑕疵が、後続する行政処分の決定の内容に影響を及ぼすおそれがある場合には、手続の瑕疵を理由として当該行政処分の決定が違法とされている（群馬中央バス事件最高裁判決〔最判昭和50・5・29民集29巻5号662頁〕）。環境影響評価の結果は、処分の内容に重大な影響を及ぼす可能性は十分にあるといえよう（島山武道）。

後続する行政決定としての都市計画の決定・変更の内容について、行政庁の裁量

権の範囲の逸脱又は濫用とされるためには、①裁量権行使の基礎とされた重要な事実<sup>1</sup>に誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くこととなる場合、又は、②事実に対する評価が明らかに合理性を欠くこと、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないこと等によりその内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合であることが必要である（小田急訴訟最高裁判決〔最判平成18・11・2民集60巻9号3249頁〔29〕参照〕。環境影響評価についても後続の行政決定の違法性を導くためには、環境影響評価に著しい瑕疵があるかが問題となる（畠山）。なお、この点について、新石垣空港設置許可取消請求訴訟判決（東京地判平成23・6・9訟月59巻6号1482頁〔東京高判平成24・10・26訟月59巻6号1607頁〔75〕で維持された〕は、環境影響評価の「手続上の瑕疵のために環境影響評価を左右する重要な環境情報が収集されずそのまま環境影響評価の結果が確定された場合には、免許等を行う者による環境配慮審査適合性が認められるとの判断が違法とされる余地がある」との一般論を示したが、環境影響評価という手続を適正に行う中で十分な環境情報が得られることが重視されるべきである。

具体的に問題となる点をあげておきたい。

①まず、複数案（代替案）の検討は一律に法的義務とはいえないが、被侵害利益や侵害の態様によっては、複数案検討の義務が発生し、これを検討していないことが著しい瑕疵と判断すべきことになろう。2011年の環境影響評価法改正前から「基本的事項」で複数案について明示していた点について、前記東京地判平成23・6・9は、環境省告示であり、事業者を拘束するものではないとするが、基本的事項の規定は国交省等の省令に反映されていることが検討されるべきであろう。なお、2011年の同法改正後、「基本的事項」においては、計画段階配慮書について複数案の検討が原則とされ、検討しない場合には理由を付することとされた点が注目される（→5・3・2〔129頁〕）。

②次に、石垣島の空港建設との関係で問題となったように、方法書作成（スコーピング）の前に大規模な調査を実施した事案はどう解すべきか。これについて環境影響評価法は「既に把握している調査結果を方法書に記載することをむしろ求めている」とする裁判例もあるが（前記東京地判平成23・6・9）、この判示は方法書でスコーピングを行い、項目を絞り込んで調査することの重要性、すなわち、漫然と調査をするのでなくスコーピングを経た上で行うことによって適正な調査ができることを十分に理解していないと思われる。方法書段階の意見提出の機会を奪うものといえる場合には著しい瑕疵となるし、意見提出の機会を奪っているとはいえない場合においても方法書の制度を形骸化するおそれがあるため、著しい瑕疵と考えられ

る場合が少なくないといえよう（新石垣空港建設事業公金支出金返還等請求訴訟第1審判決〔那覇地判平成21・2・24〕は、環境影響評価を行うに先立つ手続として方法書の手続を定めた法の趣旨を没却しかねないと正当な指摘をしているが、方法書の手続を無視又は回避するなどの法の趣旨を潜脱する意図はなかったとして環境影響評価法に違反して違法とまでは言えないとした）。

③また、調査・予測・評価の不備については、不備が意図的なものが重視されている（新石垣空港建設事業公金支出金返還等請求訴訟第1審判決、泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求第1次訴訟〔第1審——那覇地判平成20・11・19判自328号43頁、控訴審——福岡高那覇支判平成21・10・15判時2066号3頁〔2版86〕〕。ともに、環境影響評価が違法だったとはせず、経済的合理性の欠如を理由に認容。経済合理性の欠如は、市長が係争中に計画の見直しを表明し、土地利用計画が定まっていなかったという事情が関連している〔與真美「判批」環境法研究〔信山社〕6号133頁〕。なお、その後、泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求第2次訴訟では住民は敗訴している〔那覇地判平成27・2・24（一部棄却、一部却下、一部訴訟終了）、福岡高判平成28・11・8〔74〕（一部変更、一部訴訟終了）〕。手続を潜脱する意図があればそれを重視してよいが、そのような意図がないことはむしろ当然であり、重視すべきではないと思われる。個々の調査において調査回数や期間、調査方法の決定、環境保全措置の不確実性の程度についての記載などに不十分な点があることについて、環境影響評価法が事業者の自主的な調査、予測、評価を行う手続であることを重視して、違法とはいえないとする立場もあるが、事業者の自主的な手続ではあっても、相当の努力に基づくレベルは維持されるべきであり、調査方法等の不十分さが環境影響評価手続を違法なものとする可能性はあると思われる。同時に、この点は、正確な環境影響評価にむけた制度的な対応（たとえばオランダの環境影響評価委員会の如くである）の必要性を示唆するものともいえる。

④公告・縦覧・説明会などにおける明確な手続違反がある場合には、裁量権の逸脱・濫用に至る著しい瑕疵があることが認定されやすいと考えられる。

⑤評価書に対する免許権者等の意見に対して事業者が補正書で答えていない場合はどうか。前掲東京高判平成24・10・26は、事業者は同法24条の免許権者等の意見を尊重することは要請されているものの、同法24条意見に従うべきことや、従わない場合に合理的理由を示すことを義務付ける規定はないとする（なお、同判決は、23条の環境大臣意見は、免許等を行う者が24条意見を述べる際に勘案すべきものであって、事業者が同条の環境大臣意見を勘案するものとはされていないとする）。しかし、同法は事業者が免許権者等の意見に対応することを当然想定しており、この対応不備の場合は、手続が適正に行われないために十分な環境情報が得られないことが多い

と考えられる。

(2) 環境影響評価法と都市計画との関係について一言しておこう。これについては、個々のケースにより、①環境影響評価手続を事業者が実施した後に、都市計画決定がなされる場合と、②都市計画決定権者が、事業者に代わって環境影響評価を行う場合（「都市計画アセス」。この場合には、事業アセスではなくなる）とがある。①については、上記（→(1) [550頁]）と同様であるが（都市計画法13条1項参照）、②の場合の環境影響評価については、環境影響評価法39条以下が適用され、都市計画決定権者は、評価書の記載されているところにより環境影響に配慮し、環境保全が図られるようにしなければならず（42条2項）、また、国土交通大臣は評価書の記載事項及び同法24条の書面に基づいて、当該都市計画につき、環境の保全についての適正な配慮がなされるものであるかどうかを審査しなければならない（42条3項）（都市計画手続との関係について、島村健「環境影響評価」『環境法ケースブック』〈第2版〉184頁以下参照）。

#### Column56 ◇細切れアセスと訴訟

事業者は開発行為をする際に、環境影響評価手続を行うことにより時間やコストがかかることをおそれ、それを潜脱するために、開発行為を分割し、分割された行為が環境影響評価法・条例の対象にならないようにする可能性があることについては、注意する必要がある。

大阪地判平成21・6・24判自327号27頁が扱った事件は、被告会社らが住宅等を建設する開発事業を行うにあたり、近隣住民が、本件開発事業区域の面積が3ヘクタールを超えるものであるから枚方市環境影響評価条例の定める環境影響評価手続の対象となるにもかかわらず、同区域を2つに分けたこと等により損害を被ったとし、被告会社らが本件条例の手続を免れたことなどが共同不法行為にあたるとして損害賠償を請求し、また、被告枚方市は環境影響評価手続をするよう行政指導する義務を怠り許可をしたことが違法であるとして国家賠償を請求したものである。近隣住民らの環境影響評価に係る手続的権利・利益の侵害を主張している。裁判所は、本件開発事業は、それぞれ事業主、事業内容、施行区域、事業資金、収支計算等を異にする別個の事業としての実質を有しており、一個の開発事業としての実質を備えていないとして、被告会社らが環境影響評価手続を違法に潜脱したとは認められないとした。

細切れアセスを防止するための1つの訴え方を示したものとして注目される。

## 12-2 水質汚濁に関する紛争

水質汚濁については、最近、水質汚濁防止法15条の常時監視、17条の公表の規定に関連して、国家賠償に関する紛争についての裁定が出されている（神栖市砒素汚

染健康被害事件裁定〔公調委裁定平成24・5・11判時2154号3頁 [107]〕）。

(1) 2003年3月、茨城県旧神栖町の1つの井戸（A井戸）の水から、水質環境基準の450倍の砒素が検出された。当時、A井戸を使用していた住民の中には、手の震え等の神経症状を訴える者が複数現れていた。この砒素はジフェニルアルシン酸（DPAA）であることが判明したが、この物質は、旧陸軍が製造していた毒ガス兵器の原料として民間で製造されていたものであった。

ところで、茨城県は、これより前の1999年1月の時点で、A井戸から西へ約500m離れた地点にある井戸（会社寮井戸）から、水質環境基準の45倍の砒素が検出された事実を把握していたが、当時実施した調査では、付近の7箇所の井戸から砒素が検出されなかったことから、自然由来の局所的な砒素汚染と判断し、さらなる原因究明調査や住民への周知といった対応はとらなかった。その結果、1999年以降、砒素（DPAA）による地下水汚染とそれに伴う被害は拡大することになった。

A井戸の利用者又はその家族（X）らは、国及び茨城県に対し、国家賠償法1条1項、4条等に基づき、それぞれ損害賠償の支払いを求めた。

(2) 公調委の裁定は、

①国は、DPAAの無秩序な流出・使用による健康被害の発生を未然に防止する一般的義務を負うが、本件において、健康被害と因果関係のある個別具体的義務及びその違反を認定することはできない、

②県は、会社寮井戸の原水汚染を確認した1999年1月以降、同井戸の周辺住民に対して何らかの周知措置も採るべきであったのにこれをせず、また砒素汚染が自然由来のものと判断し、（県が周辺地下水調査の終了を決めた）同年2月以降、更なる原因究明のための調査を行わなかったのであり、いずれもその権限を定めた水濁法の趣旨、目的やその権限の性質等に照らし、都道府県知事の裁量を逸脱して著しく合理性を欠くものであって、これにより被害を受けた者との関係において、国家賠償法1条1項の適用上違法となる、

③人が身体・健康に関して重大な不安を抱かずに日常生活を送ることは、平穏な生活を営む利益に属する利益として法的保護に値するものであるから、県は、健康被害が認められない申請人に対しても、権限不行使によりその不安感を増大させ、平穏な生活を営む利益を侵害したことにより生じた精神的損害について、同法1条1項の賠償責任を負う、  
というものであった。

(3) 本裁定には、以下のような意義があると考えられる。

第1に、本裁定は、水質汚濁防止法15条の常時監視、17条の公表の規定を活用

し、県（茨城県）知事の合理的裁量の見地から、汚染が発見された場合の措置が常時監視義務から導かれるし、水濁法担当部局が汚染を把握し、かつ、住民の健康に影響を及ぼすおそれがあると考えられるときには、速やかに水質汚濁に関する情報を周知することが求められるとして、県の権限不行使（規制権限の前提としての権限の不行使）の違法性を認めた点に大きな意義がある。

従来このような判断をした裁判例等はなく、『逐条解説 水質汚濁防止法』でも、汚染が発見された場合の措置が常時監視義務から導かれるかどうかについては触れられていなかった。もっとも、都道府県知事の合理的裁量を判断する際にこのような理解をする可能性は十分にあったと思われ、水質汚濁防止法の目的に適合する解釈であると考える。

第2に、第1点に関して、本件では、1999年当時県が把握した井戸の砒素汚染は、水濁法16条に基づく測定によって発覚したものではなく、専用水道の設置者が行った水質検査によって発覚し通報されたものであったが、本裁定が、このように「その他の機関・個人からの情報提供を通じ」た発見の場合にも、水濁法に基づく権限行使（追加調査等）を行うことが、「監視行為の一内容として」当然予定されていると解釈している点も重要である。この点も15条の常時監視の規定を、合理的な裁量を加味して解釈したものといえる。前述したように、2005年のいわゆる三位一体改革以後、各地の水質測定ポイントが減少傾向にあり、実際には水濁法にいう常時監視は実態を伴わなくなりつつある（→Column19 [186頁]）。本裁定が、水濁法以外の測定によって発覚した場合でも、監視行為の一内容として追加調査等を行うことが予定されていると解釈した点は、このような問題状況に対応する考え方を提示したものといえよう。

第3に、本裁定では、健康被害が認められないXらについても、DPAA曝露に伴う健康不安等から、平穏な生活を営む利益が侵害されたとして、一定の慰謝料が認定されている。相当数の下級審裁判例において認められている平穏生活権（本裁定が「平穏生活利益」としている点も注目される）（→11-1・2(2)(c)(a) [486頁]）を基礎としつつ、行政に、身体・健康に対する社会通念上の不安情報を確認した時点で、情報提供をする義務を課したものと極めて注目される。

(4) 県の責任について、4点指摘しておきたい。

第1に、県の規制権限不行使に関する作為義務については、判例は裁量権消極的濫用論を採用してきたが（→11-2・5 [530頁]）、本裁定もこれに従うものである。裁量権収縮論に言う5要件のうち、危険の切迫性に関する事実が重視されているが、そのほかの予見可能性、回避可能性、補充性、国民の期待という要件も満たすもの

と考えられる。

第2に、本件においては、県の権限不行使の違法性の認定にあたって、1999年当時の検査結果が水質環境基準値の45倍であったことをどう評価するかが決め手になったと思われる。周辺7箇所の井戸しか測定していないこと、それらの検査の深度が不明であることなども関連する問題である。

第3に、県の公表の仕方について、水濁法17条の「公表」は当該都道府県の住民が知りうる状態にすることと解されてきたが（前掲『逐条解説』333頁）、本裁定は、「単に住民が知り得る状態におけば足りるものではなく、具体的状況に応じて、説明会、チラシ、戸別訪問などの手段により、早期かつ確実に情報提供を行うことが求められる」とした。これは「住民の健康に影響を及ぼすおそれがあると考えられるとき」を想定しているため、知り得る状態におくのみでは足りないことを示したものである。同法17条が一般的に公表の規定をおくのみであり、方法や時期について具体的な規定がないところ、同条を基礎にしつつも都道府県知事の合理的裁量を加味して公表の方法を明らかにしたものといえよう。

第4に、本裁定の県の権限不行使の合理性の判断においては、1997年の環境庁通達が重視されており、環境庁通達に裁量基準としての拘束力が認められた点が大きな影響を及ぼしている（もっとも、当時でも通達であるから法的拘束力があつたとまでは言えないものの重要な判断基準となったといえる）。なお、本件権限不行使が問題とされた1999年当時は、水質汚濁防止法に係る事務は、機関委任事務であったが、地方分権推進一括法の制定後、機関委任事務は廃止された。もっとも、今日でも上記環境庁通達は信頼できる重要な参考情報として位置づけられるべきであり、本件と同様の事件が現在起きた場合にも、県の権限不行使の違法性についての結論は変わらないであろう。

(5) 本件は、不法投棄が契機となって生じた地下水汚染に関する事案であり、不法投棄の犯人は見つからないため、常時監視等を行う県のみが責任を負う結果となった。都道府県は今後、水質汚濁等の汚染の調査に細心の注意を払う必要が生じたといえよう。

### 12-3 土壤汚染に関する訴訟

土壤汚染に関しては様々な訴訟が提起されている。ここでは特徴的なものとして、土壤汚染対策法8条の趣旨及び民法と同条の関係に関するもの、契約後に環境基準や汚染除去等の規制が導入された場合における売主の瑕疵担保責任に関するもの、土壤汚染に関して賃貸借の場合の原状回復が問題となったもの、汚染原因者でない

非特異性疾患 ……9, 393, 467, 468  
人の健康に係る公害犯罪の処罰  
に関する法律 ……538  
費用負担 ……391  
比例原則 ……37, 77, 514  
琵琶湖の保全及び再生に関する  
法律 ……177  
「ファクターの重みづけ」相違  
説 ……481  
VOC (揮発性有機化合物)  
……………13, 38, 164, 209  
FIT (固定価格買取制度)  
……………430, 447  
風景地保護協定制度 ……374  
風力発電 ……435  
富栄養化 ……184  
フォローアップ手続 ……124  
賦課金……………65, 73, 76, 78, 98  
不確実なリスク ……61, 65  
複合汚染 ……470, 474  
複数汚染源の差止め ……499  
不作為の違法確認訴訟 ……519  
藤沢市ごみ有料化条例無効確認  
等請求事件 ……271  
普通地域 ……366  
物質循環 ……249, 344  
——の管理……………18  
不法投棄 ……255, 257, 581  
——の原状回復対策のための  
基金 ……256  
浮遊粒子状物質 ……164, 469  
ブラウンフィールド問題 ……213  
プラスチック製買物袋 (レジ  
袋) ……80, 343  
プロポジション 65 ……65  
分割責任 ……476  
分割的差止説 ……499  
粉じん ……163  
粉じん発生施設 ……170  
分別基準 ……335  
分別収集 ……336  
平穏生活権……………40, 462, 486, 556  
ベスライン・アンド・クレジ  
ット方式……………74  
変更命令  
……………145, 168, 170, 195, 218  
包括請求 ……477  
包括的因果関係 ……400  
防御権としての環境権……………45  
報告徴収  
……………148, 158, 258, 266, 304

放射性物質  
……………192, 210  
法定計画 (生物多様性国家戦  
略)……………360  
法律上保護された利益説 ……506  
法律上保護に値する利益説  
……………506  
法律と条例……………26  
保護規制計画 ……367  
補充性要件 ……519  
補償協定 (水俣病)……………591  
補助金制度 ……65, 73, 76, 81  
補助金の禁止 ……54

### ま 行

マイクロプラスチック  
……………205, 250  
マテリアル・リサイクル  
……………254, 335, 340, 347  
マニフェスト制度  
……………255, 283, 318  
丸森町廃棄物処分場事件  
……………17, 293, 484, 532  
「自ら処理」……………280  
水循環基本法 ……179, 205  
未然防止原則 ……30, 34  
ミティゲーション……………117  
水俣条約……………64, 167, 174, 260, 264  
水俣病関西訴訟……………15, 39, 395,  
396, 469, 478, 530, 531, 590,  
592, 593, 595, 599  
水俣病京都訴訟 ……477, 593  
水俣病訴訟 ……9, 589  
水俣病東京訴訟 ……469, 477, 592  
水俣病の概念 (病像論)……………590  
水俣病被害者の救済及び水俣病  
問題の解決に関する特別措置  
法 ……391, 395, 595  
ミニ処分場 ……256, 275, 293  
無過失責任 ……178, 401  
無効等確認訴訟 ……519  
モニタリング ……148  
もんじゅ原発訴訟判決  
……………507, 519, 534

### や 行

野生動物 ……387  
有害使用済機器 ……300, 318, 320  
有害大気汚染物質対策  
……………15, 39, 166  
有害物質使用特定施設

……………192, 210  
有害物質貯蔵指定施設 ……181  
優先取組物質 ……166  
誘導的手法……………65  
優良産業廃棄物処理業者 ……291  
要監視項目 (水濁法)……………184  
容器包装リサイクル法 ……332  
要 綱 ……138  
要措置区域 (土壌汚染対策法)  
……………218  
要調査項目 (水濁法)……………185  
予見可能性 ……457  
横田基地第 1, 2 次訴訟  
……………460, 463, 496  
横浜方式……………67  
四日市ぜん息事件  
……………9, 392, 467, 471, 474  
予防原則  
……………30, 34, 89, 102, 238, 360, 407  
予防的科学訴訟 ……483  
予防的・順応的取組方法 ……357  
四大公害事件 ……6, 8

### ら 行

リオ宣言 ……12, 32, 34, 41, 49, 83  
リサイクル ……324, 326  
リスクコミュニケーション  
……………246  
リデュース ……254, 347  
リニア新幹線 ……135  
硫酸ピッチ ……300  
流入規制 ……323  
リユース ……254, 347  
利用可能な最善の技術 (BAT)  
……………165, 167, 419  
利用規制計画 ……367  
良好な景観の恵沢を享受する利  
益 ……480  
利用調整地区制度  
……………366, 374, 376  
レジ袋 (プラスチック製買物  
袋) ……80, 343  
連帯的差止説 ……499  
六価クロム事件 ……207

### わ 行

枠組法 ……102  
渡良瀬川沿岸鉍毒農作物被害事  
件 ……5  
ワンウェイ容器 ……343  
ワンクッション・システム……………146

## 著者紹介

大塚 直 (おおつか・ただし)

1958年愛知県生まれ。81年東京大学法学部卒業。同大学助手、カリフォルニア大学バークレイ校ロースクール客員研究員、学習院大学法学部教授を経て、現在、早稲田大学大学院法務研究科・同法学部教授。

### (主要著書・編書)

『土壌汚染と企業の責任』(共編著・有斐閣・1996)  
『増刊ジュリスト 新世紀の展望 2 環境問題の行方』(共編著・有斐閣・1999)  
『環境法入門』(共著・日本経済新聞社・2000〈新版・2003, 第3版・2007〉)  
『循環型社会 科学と政策』(共著・有斐閣・2000)  
『環境法学の挑戦』(共編著・日本評論社・2002)  
『環境法』(有斐閣・2002〈第2版・2006, 第3版・2010, 第4版・2020〉)  
『地球温暖化をめぐる法政策』(編著・昭和堂・2004)  
『環境法ケースブック』(共編著・有斐閣・2006〈第2版・2009〉)  
『労働と環境』(共編著・日本評論社・2008)  
『環境リスク管理と予防原則——法学的・経済学的検討』(共編著・有斐閣・2010)  
『国内排出枠引制度と温暖化対策』(岩波書店・2011)  
『震災・原発事故と環境法』(共編著・民事法研究会・2013)  
『18歳からはじめる環境法』(編著・法律文化社・2013〈第2版・2018〉)  
『環境と社会』(編著・放送大学教育振興会・2021)  
『環境法研究 1号～11号』(編集・信山社・2013～)

## 環境法 BASIC [第3版]

Essentials of Environmental Law: 3rd edition

2013年9月30日 初版第1刷発行  
2016年8月5日 第2版第1刷発行  
2021年4月15日 第3版第1刷発行

著者 大塚 直

発行者 江草 貞治

{101-0051}東京都千代田区神田神保町 2-17

発行所 株式会社 有斐閣  
電話(03)3264-1314【編集】  
(03)3265-6811【営業】  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷・製本／大日本法令印刷株式会社  
©2021. 大塚 直. Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-13866-7

本書の無断複写(コピー)は、著作権法上の例外を除き、禁じられて  
います。複写される場合は、そのつど事前に(一社)出版者著作権管理機構(電話03-  
5244-5088, FAX03-5244-5089, e-mail:info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。